

四日市市消防本部告示第1号

四日市市消防団運営費交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月31日

四日市市消防長 人見 実男

四日市市消防団運営費交付金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市消防団運営費交付金交付要綱（平成11年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付の対象)</p> <p>第2条 <u>交付の対象となる事業</u>は、消防団が実施する事業で次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) <u>消防活動</u></p> <p>ア <u>消防用ホース等の資機材</u></p> <p>イ <u>操法大会訓練会場の整備に係る経費</u></p> <p>ウ <u>災害時及び訓練時の飲料</u></p> <p>(2) 防火防災意識の普及啓発</p> <p>ア <u>広報用チラシ、パンフレット等</u></p> <p>イ <u>団員研修等</u></p> <p>(3) 応急手当の普及啓発</p> <p>ア <u>救命講習に係る資機材</u></p> <p>(4) 自主防災組織の育成指導</p> <p>ア <u>地区訓練の指導時において必要な資機材</u></p> <p>(5) 準中型自動車運転免許の取得</p> <p>(6) <u>分団車庫に係る軽微な経費</u></p> <p>(7) <u>事務用品等</u></p> <p>ア <u>分団が活用又は所有する資機材の維持管理</u></p>	<p>(交付の対象)</p> <p>第2条 交付の対象は、消防団が実施する事業で次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) <u>消防訓練</u></p> <p>(2) 防火防災意識の普及啓発</p> <p>(3) 応急手当の普及啓発</p> <p>(4) 自主防災組織の育成指導</p> <p>(5) 準中型自動車運転免許の取得<u>費用</u></p>

イ 上記に含まれない消防団活動に必要な資機材等

(8) その他市長が必要と認めたもの

(交付の額)

第3条 それぞれ交付する年度額は、次の各号に規定する額を限度として支給する。

- (1) 四日市市消防団本部は、四日市市消防団規則(昭和41年4月21日規則第8号)別表第2に規定する団長及び副団長の実員(交付する年度の4月1日時点において実際に消防団員の地位にある者の数をいう。以下同じ。)に1万円を乗じた額と四日市市消防団の定員、任免、給与、服務に関する条例第2条の2第2号に規定する機能別団員の実員に5千円を乗じた額の和
- (2) 分団は分団ごとの実員に1万円を乗じた額
- (3) 準中型自動車運転免許の取得に係る経費

(報告)

第6条 申請者は、第2条に掲げる事業が完了したときは四日市市消防団運営費交付金実績報告書(第3号様式)及び四日市市消防団運営費交付金収支表(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し)

第7条 (略)

(6) その他市長が必要と認めたもの

(交付の額)

第3条 それぞれ交付する年度額は、次の各号に規定する額を限度として支給する。

- (1) 四日市市消防団本部は、四日市市消防団規則(昭和41年4月21日規則第8号)別表第2に規定する団長及び副団長の定員に1万円を乗じた額、及び四日市市消防団の定員から、四日市市消防団の定員、任免、給与、服務に関する条例第2条の2(1)に規定する基本団員の定員を減じた数に5千円を乗じた額
- (2) 分団は分団ごとの定員に1万円を乗じた額
- (3) 準中型自動車運転免許の取得に係る費用

(報告)

第6条 申請者は、第2条に掲げる事業が完了したときは四日市市消防団運営費交付金実績報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の取り消し)

第7条 (略)

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式

四日市市消防団運営費交付金収支表

_____ 分団

収入

消防団運営費交付金	円
	円
	円
合計	円

支出

分類	日付	支出項目	金額	領収書番号
合計			円	

【分類名】

- 1 消防活動
- 2 防火防災意識の普及啓発
- 3 応急手当の普及啓発
- 4 自主防災組織の育成指導
- 5 準中型自動車運転免許の取得
- 6 分団車庫に係る軽微な経費
- 7 事務用品等
- 8 その他市長が必要と認めたもの

※各号の分類も記載すること

【支出項目】

購入品等の名称を記載

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(消防本部消防救急課)